

＊北海道公報

目次	ページ
----	-----

発行 北海道（総務部法制文書課）
電話 011-231-4111（内線 22-271）
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント（株）

規則

○北海道市民活動促進条例施行規則
○北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則
（生活振興課）（出納局総務課）
三 二

告示

○一般競争入札（物品の賃借）の実施
○結核予防法による医療担当機関の指定
（情報政策課）（保健予防課）
三 四

○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項（変更）の届出の取下げ
（地域産業課）
四 四

○国土調査の成果の認証
（農地調整課）
四 四

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出
（土地改良指導課）
五 五

○土地改良区の定款の変更の認可
（土地改良指導課）
五 五

○土地改良区連合の役員の退任の届出
（土地改良指導課）
五 五

○種畜証明書の交付
（酪農畜産課）
五 五

○指定採取源の指定の解除
（森林整備課）
一〇 一〇

○知事権限に係る保安林の指定の予定
（治山課）
一〇 一〇

○知事権限に係る保安林の指定（二件）
（治山課）
一一 一一

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定
（治山課）
一二 一二

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定
（治山課）
一四 一四

○知事権限に係る保安林の指定の解除（二件）
（治山課）
一四 一四

○公共測量の実施の通知
（建設部総務課）
一五 一五

○道路の区域の変更（四件）
（道路整備課）
一五 一五

○道路の供用の開始（二件）
（道路整備課）
一七 一七

○道路の区域の変更及び供用の開始（二件）
（道路整備課）
一七 一七

○公有水面の埋立ての免許の一部改正
（砂防災害課）
一八 一八

○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可の一部改正
（都市環境課）
一八 一八

○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行（二件）
（公園下水道課）
一八 一八

公表

○北海道財政状況（第百七号）の公表
（財政課）
一八 一八

○普通肥料の検査の結果の概要
（流通対策課）
一八 一八

○特殊肥料の検査の結果の概要
（流通対策課）
一九 一九

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し
（税務課）
一九 一九

○公募型プロポーザルの実施
（計画管理課）
一九 一九

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（二件）
二一 二一

支庁公告

○冷暖房機器運転管理等業務の事業概要調査の実施
二二 二二

道小樽土木現業所告示

○特定調達契約（物品の購入）に係る入札の公告
二三 二三

道函館土木現業所告示

○特定調達契約（物品の購入）に係る入札の公告
二六 二六

道帯広土木現業所告示

○特定調達契約（物品の購入）に係る入札の公告
二九 二九

道公安委員会規則

○苦情の申出の処理及び通知に関する規則
三三 三三

道公安委員会告示

○警備業法の規定に基づく講習の実施
三三 三三

公布された規則のあらまし

北海道市民活動促進条例施行規則（規則第八十二号）

一 趣旨

北海道市民活動促進条例の施行に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 北海道立市民活動促進センター（以下「市民活動促進センター」という。）の開館時間は、午前十時から午後九時（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日にあつては、午後五時）までとする（第二十一条第一項関係）。

2 市民活動促進センターの休館日は、次のとおりとすることとした（第三条第一項関係）。

（一）月曜日

一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

平成十三年六月一日 金 曜 日

二

- 3 知事は、市民活動促進センターの秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができることとした（第五条関係）。
- 4 知事は、入館者の遵守事項を定め、これに違反したことにより市民活動促進センターの管理運営上支障があると認めたときは、当該入館者に対しては、利用を制限し、又は退館させることができることとした（第六条関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第八十三号）

一 趣旨

公共工事標準請負契約款が改正されたことにかんがみ、建設工事請負標準契約書式について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

建設工事請負標準契約書式について、次のとおり改正することとした（別記関係）。

1 一括委任又は一括下請負に関する例外規定を削ることとした。

2 住宅の新築工事の基本構造部分に関する請負者のかし担保責任期間を十年とする規定を追加することとした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

苦情の申出の処理及び通知に関する規則（北海道公安委員会規則第十号）

一 趣旨

警察法の改正にかんがみ、北海道公安委員会及び方面公安委員会に対する北海道警察職員の職務執行についての苦情の申出の処理及び通知に関し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 北海道警察本部長は、文書による苦情の申出があったときは、速やかに北海道公安委員会に報告した後、処理結果の通知に必要な措置状況を報告することとした。ただし、典型的に処理が可能な苦情の申出又は直ちに処理が必要な苦情の申出は、措置状況と併せて報告することができることとした（第二条及び第三条関係）。

2 文書による苦情の申出の処理結果の通知は、郵送又は手渡しにより行うこととし、当該苦情の申出が警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるときは、処理結果を通知しない旨を連絡することとした（第四条関係）。

3 北海道公安委員会は、文書による苦情の申出の内容が札幌方面以外の方面に係るものであるときは、当該方面公安委員会の意見を聴くことができることとした（第五条関係）。

4 北海道公安委員会に対する文書以外による苦情の申出及び方面公安委員会に対する苦情の申出についても、誠実に対応することとした（第六条及び第七条関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

北海道市民活動促進条例施行規則をここに公布する。

平成十三年六月一日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第八十二号

北海道市民活動促進条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、北海道市民活動促進条例（平成十三年北海道条例第五号）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第二条 北海道立市民活動促進センター（以下「市民活動促進センター」という。）の開館時間は、午前十時から午後九時（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあつては、午後五時）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第三条 市民活動促進センターの休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日

二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、市民活動促進センターの管理運営上必要があるときは、前項に規定する休館日に開館することができる。

（臨時休館）

第四条 前条第一項に定めるもののほか、知事は、市民活動促進センターの管理運営上必要があるときは、臨時に休館することができる。

（入館の制限）

第五条 知事は、市民活動促進センターの秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

（入館者の遵守事項等）

第六条 入館者は、この規則及び知事の指示に従つほか、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 建物、附属設備等を活用し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
 - 二 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 知事は、入館者が前項の規定に違反したことにより市民活動促進センターの管理運営上支障があると認めたときは、当該入館者に対しては、市民活動促進センターの利用を制限し、又は退館を要することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年六月一日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第八十三号

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則

北海道建設工事執行規則（昭和三十九年北海道規則第六十号）の一部を次のように改正する。

既記建設工事請負契約書式第五十二条第一書を削ぎ、同書が第四十条第一項及びその次に定める。

2 (A) 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第30条第4項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 年以内にこれを行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は、10年とする。

2 (B) 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第30条第4項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 年以内にこれを行わなければならない。ただし、そのかしが、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第4号）第6条第1項若しくは第2項に定める部分に生じた場合（構造耐力又は雨水の侵入に影響のない場合を除く。）又は乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は、10年とする。

（注）第2項(B)は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項の適用を受ける契約の場合に使用する。

解 説

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第980号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

汎用機と接続する業務系端末機及び周辺機器等 1式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成13年7月2日（月）

(4) 契 約 期 間 平成13年7月2日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成17年6月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納 入 場 所 北海道総合企画部情報政策課
（札幌市中央区北3条西6丁目）

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 障害発生時等に、速やかな対応がとれる者であること。

(4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成13年6月1日から8日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部情報政策課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 221

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(2) 入 札 日 時 北海道庁別館庁舎4階共用会議室B

(3) 開 札 場 所 平成13年6月18日(月) 午前10時

(4) 開 札 日 時 (1)に同じ。

(5) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(2) 交 付 方 法 北海道総合企画部情報政策課

(3) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第

1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内であって最低の価

格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する

額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金

額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(3) 消費税等課税事業者の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者

であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の

一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 221

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第981号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年6月1日

医療機関の名称 開設者 所 在 地 指定年月日

東洋薬局亀田港店 (株)ビーエイチデー 函館市亀田港町1番21号 平成13.5.24

北海道告示第982号

平成12年北海道告示第1990号(大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出)に係る届出について次のとおり取り下げの旨の届出があった。

平成13年6月1日

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

安田信託銀行株式会社 不動産企画部長 遠山 光良

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

大規模小売店舗の名称

帯広サテイト

取下げ年月日

平成13年5月22日

北海道告示第983号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成13年6月1日

成果の名称 調査を行った者 調査を行った地域 北海道知事 堀 達也

調査を行った者 調査を行った地域 北海道知事 堀 達也

調査を行った者 調査を行った地域 北海道知事 堀 達也

八雲町 地籍図・地籍簿	山越郡 八雲町	山越の一部	平成10年4月22日から 平成13年2月24日まで	平成13. 5. 22
池田町 地籍図・地籍簿	中川郡 池田町	字大森の一 部	平成11年4月14日から 平成13年2月20日まで	同

北海道告示第 984 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、沙流土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成13年6月1日

就退 任の 別	就退任年月日	理事・ 監事の 別	氏 名	住 宅 所
就任	平成13. 4. 1	理 事	田島 義則	沙流郡門別町字平賀602番地の3
同	同	同	岩寺 耕造	同 字平賀300番地の2
同	同	同	鍋澤 保	平取町字紫雲古津126番地12
同	同	同	古川 實	字去場151番地 1
同	同	同	赤石 良一	字苺菜11番地 5
同	同	同	稲原 肇	字小平 2 番地 2
同	同	同	前川 勝吉	振内町253番地 1
同	同	同	川上 敦	字岩知志32番地 3
同	同	同	遠藤 徹	字貫気別42番地 5
同	同	同	岡田 春夫	字貫気別241番地17
同	同	同	水口 榮	字旭21番地 4
同	同	同	中道 善光	本町117番地10
同	同	監 事	垂柳 幸男	字苺菜 8 番地 4
同	同	同	森 良一	字岩知志169番地 1
退任	13. 3. 31	理 事	沖田 松雄	門別町字平賀350番地の15
同	同	同	山田 正盛	字平賀370番地の 3
同	同	同	小原 一信	平取町字紫雲古津28番地 1
同	同	同	古川 實	字去場151番地 1
同	同	同	赤石 良一	字苺菜11番地 5
同	同	同	稲原 肇	字小平 2 番地 2

石 狩 支 庁

同	同	同	前川 勝吉	同	振内町253番地 1
同	同	同	川上 敦	同	字岩知志32番地 3
同	同	同	遠藤 徹	同	字貫気別42番地 5
同	同	同	岡田 春夫	同	字貫気別241番地17
同	同	同	水口 榮	同	字旭21番地 4
同	同	同	中道 善光	同	本町117番地10
同	同	監 事	垂柳 幸男	同	字苺菜 8 番地 4
同	同	同	森 良一	同	字岩知志169番地 1

北海道告示第 985 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年6月1日

認可年月日	土地改良区名	北海道知事 堀 達 也
平成13. 5. 23	岩見沢土地改良区	
同	中村土地改良区	
同	由仁土地改良区	

北海道告示第 986 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成13年6月1日

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 宅 所
平成13. 3. 31	理 事	中 岡 忠 義	北海道知事 堀 達 也 上川郡美瑛町字朗根内更生

北海道告示第 987 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付した。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

網 走 支 庁																						
証 明 書 の 番 号	名	前	品	種	生年月日	毛	色	検査成績(級)	飼	養	者	の	住	所	・	氏	名					
平12北海道臨上	1 カツリキ		半	血	種	栗	毛	2 級	飼	養	者	の <td>住</td> <td>所</td> <td>・</td> <td>氏</td> <td>名</td>	住	所	・	氏	名					
同	2 清山		ベル	シ	ュ	ロ	ン	種	同	同	士	別	市	加藤	勝美							
					10. 3. 21	芦	毛				山	岸	俊	治								
胆 振 支 庁																						
証 明 書 の 番 号	名	前	品	種	生年月日	毛	色	検査成績(級)	飼	養	者	の	住	所	・	氏	名					
平12北海道臨胆	1 天龍		半	血	種	鹿	毛	級 外	飼	養 <td>者<td>の<td>住<td>所<td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td></td></td></td>	者 <td>の<td>住<td>所<td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td></td></td>	の <td>住<td>所<td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td></td>	住 <td>所<td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td>	所 <td>・</td> <td>氏<td>名</td></td>	・	氏 <td>名</td>	名					
同	2 勝宝		同	同	7. 4. 10	芦	毛	同	同	早	来	町	遠藤	久夫								
同	3 アドマイヤベガ		サ	ラ	ブ	レ	ッ	ト	2 級	早	来	町	佐藤	昌夫								
同	4 アグネスワールド		同	同	8. 3. 12	鹿	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	5 グラスワンダー		同	同	7. 4. 28	黒	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	6 フサイチソニック		同	同	7. 2. 18	栗	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	7 ライトラツキ		同	同	9. 3. 24	鹿	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	8 スキャット		ボ	ニ	ー	駁	毛	級 外	飼	養 <td>者<td>の<td>住<td>所</td><td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td></td></td>	者 <td>の<td>住<td>所</td><td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td></td>	の <td>住<td>所</td><td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td>	住 <td>所</td> <td>・</td> <td>氏<td>名</td></td>	所	・	氏 <td>名</td>	名					
			サ	ラ	ブ	レ	ッ	ト	2 級	飼	養 <td>者<td>の<td>住<td>所</td><td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td></td></td>	者 <td>の<td>住<td>所</td><td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td></td>	の <td>住<td>所</td><td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td>	住 <td>所</td> <td>・</td> <td>氏<td>名</td></td>	所	・	氏 <td>名</td>	名				
					6. 5. 5	青	毛			同	同	同	同	同	同							
日 高 支 庁																						
証 明 書 の 番 号	名	前	品	種	生年月日	毛	色	検査成績(級)	飼	養	者	の	住	所	・	氏	名					
平12北海道臨日	6 タイタクサージャン		サ	ラ	ブ	レ	ッ	ト	種	4. 3. 10	青	毛	2 級	飼	養 <td>者<td>の<td>住<td>所</td><td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td></td></td>	者 <td>の<td>住<td>所</td><td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td></td>	の <td>住<td>所</td><td>・</td><td>氏<td>名</td></td></td>	住 <td>所</td> <td>・</td> <td>氏<td>名</td></td>	所	・	氏 <td>名</td>	名
同	7 スピードワールド		同	同	6. 5. 7	芦	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	8 ホツカイルソー		同	同	4. 5. 2	黒	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	9 ラガーレグルス		同	同	9. 5. 2	青	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	10 スキシムトライ		同	同	7. 4. 23	栗	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	11 キングヘイロー		同	同	7. 4. 28	鹿	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	12 トーヨーシアトル		同	同	5. 4. 4	栗	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	13 トーヨーリアアール		同	同	2. 5. 10	栗	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	14 マチカネフクキタル		同	同	6. 5. 22	同	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	15 メイセイオベラ		同	同	6. 6. 6	同	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	16 メジロブライイト		同	同	6. 4. 19	鹿	毛	同	同	同	同	同	同	同	同							
											有	限	会	社								
											ア	ロ	ー	ス	タ	ツ	ッ					
											ド											

第1267号

北 海 道 公 報

平12北海道臨日	17	スイネルラヴ	サラブレッド種	7. 3. 8	青鹿	2 級	静内町	有限会社 ビッグレッドファーム
同	18	オースミジエット	同	6. 4.29	黒鹿毛	同	浦河町	同 農事組合法人イーストスタッド
同	19	ヤシメジヤパン	同	6. 4.21	栗毛	同	門別町	同 有限会社 新生ファーム
同	20	スガノスキー	同	1. 4. 7	栗毛	同	同	同 有限会社 厚賀スタリオンステーション
同	21	キンクオアタイヤ	同	5. 4.23	同	同	冠 町	同 有限会社 アロースタッド
同	22	シルクジャステイヌ	同	6. 3.18	黒鹿毛	同	新 町	同 有限会社 岡田牧場
同	23	ツクバシソフオニー	同	5. 1.22	同	同	静内町	同 有限会社 日高スタリオンステーション
同	24	リキアイワカタカ	同	6. 3.24	栗毛	同	同	同
同	25	タイキエルドラド	同	6. 3.30	同	同	浦河町	同
同	26	マルターズライオン	同	9. 3.18	同	同	同	同
同	27	ビッグサンデー	同	6. 5. 5	青鹿毛	同	同	同
同	28	ノーザンキヤッゾ	同	4. 3.21	栗毛	同	同	同
同	29	ガルウイング	同	6. 5.29	黒鹿毛	同	新 町	同 堀江佳世子
同	30	コウザンハヤヒデ	同	9. 4. 9	栗毛	同	冠 町	同 オートファーム樋渡
同	31	エムジーミニスター	同	6. 2.24	黒鹿毛	同	同	同 太平洋ナシヨナルスタッド
同	32	ワシントンバイサー	同	6. 5. 9	栗毛	同	三石町	同 明治牧場
同	33	紅殿223	同	10. 5.16	赤毛	同	浦河町	同 三石橋本牧場
同	34	杉伯241	同	10. 6.17	同	同	同	同 ひだか東農業協同組合
同	35	グレートサクセス	同	6. 4.18	栗毛	同	静内町	同 株式会社 静内スタリオンステーション
同	36	ホーエイシヨウハイ	同	6. 2.24	栗毛	同	同	同 有限会社 高橋ファーム
同	37	トウシヨウオリオン	同	5. 3.29	黒鹿毛	同	同	同 トウシヨウ牧場
同	38	波安国	同	11. 2.17	黒鹿毛	同	平取町	同 楠木 保則
同	39	ホツカイダイヤ	同	8. 4.21	栗毛	同	新 町	同 長野 功

十 勝 支 庁

証 明 書 の 番 号	名	前	品	種	生年月日	毛	色	検査成績(級)	飼	養	者	の	住	所	氏 名
平12北海道臨十	1	エビスホウザン	半	種	3. 5. 6	栗	毛	2 級	東 京	都	日本馬事協会				
同	2	イシノタロー	同	同	3. 4.30	栗	毛	同	同	同	同				
同	3	ダイヤキンシヨウ	同	同	4. 2.17	同	毛	同	同	同	同				
同	4	シルバープリンス	同	同	7. 3. 2	同	毛	同	同	同	同				
同	5	トモエリキ	同	同	5. 3. 7	同	毛	同	同	同	同				
同	6	タケノツバメ	同	同	3. 4. 2	同	毛	同	同	同	同				
同	7	アオノコトゾキ	同	同	4. 5. 4	同		同	同	同	同				
同	8	アオノホース	同	同	3. 3.24	同		同	同	同	同				

平12北海道臨十	9	アサコトヅキ	半	血	種	3. 4.30	青	毛	2	級	旭川市	川向	繁	
同	10	アトミツクドラゴン	同			3. 5. 5	同		同		長沼町	岩城	敏光	
同	11	カイドウザン	同			9. 2.18	栗	毛	同		羽幌市	木下	英三	
同	12	クリフジ	同			3. 3.21	同		同		札幌市	中山	剛	
同	13	グレートホーゾ	同			3. 1.13	鹿	毛	同		由仁町	井内	昭夫	
同	14	サクラタイキ	同			7. 3. 5	同		同		佐呂間町	千葉	四郎	
同	15	スズヒリュウ	同			3. 4.18	同		同		新篠津村	大島	政雄	
同	16	セキホクエース	同	ベルシユロン系種		3. 4.25	青	毛	同		北見市	細川	貞夫	
同	17	トヨミサキ	半	血	種	4. 3.19	黒鹿	毛	同		羽幌町	廣瀬	寛	
同	18	ハヤブサタイガ	同			3. 4. 3	青	毛	同		井江町	川端	悟	
同	19	ホツカイクリントン	同			3. 5.10	栗	毛	同		美唄市	白川	彰	
同	20	ヤエノチンリュウ	同			3. 3.30	鹿	毛	同		更別村	佐藤	武雄	
同	21	ヨシノロイヤル	同			3. 4. 6	同		同		中川幌市	石垣	一典	
同	22	リュウカツ	同	ベルシユロン系種		7. 1.13	同		同		札幌市	野間	十三男	
同	23	クリスタルシーザ	半	血	種	5. 3.24	青	毛	同		旭川市	高田	敏和	
同	24	カゲパンチ	同			9. 4. 5	鹿	毛	同		足寄町	野口	正雄	
同	25	スターダストミステイカルマリンナー ET	同	ホルスタイン種		11.10.30	黒	毛	同	外	音更町	石垣	秀幸	
同	26	伯雲		ブルトン種		10. 4. 8	栗	毛	2	級				
同	27	大裕		ベルシユロン種		3. 5.22	青	毛	同		同			
同	28	相皇		ハーフリンガー種		10. 4.14	栗	毛	同	外	同			
同	29	クリコネール		ボニー種		11. 4.15	同		同		同	谷川	勝幸	
同	30	カチタカラ	半	血	種	8. 5. 4	鹿	毛	2	級	同	幕別町	工藤	秀司
同	31	ガンダム	シエツトラッド・ボニー種			5. 4.10	栗	毛	同		同	同		
同	32	エビスタバドン	半	血	種	5. 5. 5	青	毛	2	級	同	幕別町	同	
同	33	トルケル3	ボニー種			7. 8.14	青	毛	同		同	同	幕別農業生産組合	
同	34	重丸	褐	毛和種		11. 9. 5	褐		1	級	池田町	坪原	民典	
同	35	重栄 ET	同			9. 6.28	同		2	級	同	同	同	
同	36	トカチカチクリ	半	血	種	6. 3.18	青	毛	同		本別町	本寺	英幸	
同	37	セキホクエース	同	ベルシユロン系種		3. 4.25	同		同		大樹町	佐藤	弘	
同	38	マイネルブラチナム	同	サラブレット種		8. 4. 5	黒鹿	毛	同		清水町	小野瀬	晃司	

訓路支庁

証明書の番号	名	前	品	種	生年月日	毛	色	検査成績(級)	飼養者	の住所	氏名
平12北海道臨釧 1	栄雄		ベルシユロン種		11. 2.21	青	毛	2	阿寒町	辰尾	治雄

第1267号

報 公 司

報 國 北

報 公 司

根 室 支 庁									
証 明 書 の 番 号	名	前	品	種	生年月日	毛	色	検査成績(級)	飼 養 者 の 住 所 ・ 氏 名
平12北海道臨釧	2	サンライズ	半	血 種	3. 4. 23	栗	毛	2 級	標 茶 町 安瀬 秀幸
同	3	ノーサンウェイソボー	サラブレット種	種	2. 5. 6	黒 鹿 毛	毛	同	同 同 有限会社 釧路セントラル牧場
同	4	ホルトトツア	半	血 種	8. 3. 17	栗 毛	毛	同	同 同 渡部 厚
同	5	ペーターヌチュアート	シエツラント・ボニー種	種	10. 6. 13	駁 栗 毛	毛	級 外	同 同 弟子屈町 長谷川義晃
同	6	ライトルツク	シエツラント・ボニー系種	種	2. 5. 14	鹿 駁 毛	毛	同	同 同 守屋 博
同	7	ロシアタイガー	半	血 種	3. 4. 27	芦 毛	毛	2 級	同 同 釧 路 市 川原 義信
北海道告示第 988 号									
林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第9条第1項の規定により、次のとおり指定採取源の指定を解除する。									
平12北海道臨根	1	ハクジョウホウ	ベルシクロン系種	種	10. 2. 17	芦 毛	毛	級 外	根 室 市 田中 孝夫
同	2	エビスオーカン	半	血 種	4. 4. 29	栗 毛	毛	同	同 同 岩瀬 秀雄
同	3	ダイヤリュウジン	同	種	9. 4. 27	鹿 毛	毛	同	同 同 海 町 大道 實
同	4	クリスリソ	シエツラント・ボニー種	種	6. 6. 24	駁 栗 毛	毛	同	同 同 瀬谷 浩三
同	5	ライトホース	ボ ニ ー 種	種	10. 6. 27	栗 駁 毛	毛	同	同 同 中 標 津 町 藤田 誠一
北海道告示第 989 号									
林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。									
指定番号	指 定 年 月 日	指定採取源の種類	樹 種	所 在 場 所	本 数 (本)	面 積 (ha)	解除に係る部分	氏名又は名称	住 者 等 所
北海道普 46 - 334	昭和47年3月21日	普 通 採 種 採種の別	とどまつ	士別市温根別町チウエンベツ 名寄経営区11林班60小1班	1,894	8.32	1,894	8.32	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道告示第 989 号									
森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。									
平成13年6月1日	北海道知事 堀 達 也								
1(1) 保安林予定森林の所在場所	勇払郡早来町字北進156・205の1・205の241 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、155、161、164、188 から190まで、194から199まで、200の1、201から203まで、204の1、204の4、204の5、258から261まで								
(2) 指 定 の 目 的					干害の防備				
(3) 指 定 施 業 要 件					ア 立木の伐採の方法				
(ア) 主伐は、択伐による。					(イ) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。				
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。					(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。				
(イ) 立木の伐採の限度					(イ) 立木の伐採の限度				

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び早来町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所
勇払郡早来町字北進156・205の1・205の241（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、155、161、164、188から190まで、258から261まで

(2) 指定の目的
公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び早来町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 990 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 保安林の所在場所
岩内郡岩内町字敷島内24の3・40の2から40の5まで・口

41・42・43・口70の1・70の3・70の4・口77の1・255の1・口315・443の1から443の3まで・504・505（以上

19筆について次の図に示す部分に限る。）、40の1、355

(2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び岩内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林の所在場所
積丹郡積丹町大字日司町5の1（次の図に示す部分に限る。）、字黒松内200、205、331

(2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 991 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 保安林の所在場所
虻田郡二セコ町字羊蹄141の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的
公衆の保健

(3) 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び二セコ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林の所在場所
虻田郡真狩村字社272（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的
公衆の保健

(3) 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び真狩村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 保安林の所在場所 虻田郡喜茂別町字比羅岡348 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁経済部林務課及び喜茂別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第 992 号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定による通知があった。

平成13年 6 月 1 日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 保安林予定森林の所在 深川市音江町字音江991の 1 (次の図に示す部分に限る。)
- 場所
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 保安林予定森林の所在 瀬棚郡瀬棚町字東大里165の 1 地先・166地先 (以上 2 筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、90の 5・165の 1・166・476の 1・478 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び瀬棚町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 保安林予定森林の所在 寿都郡寿都町字歌葉町有戸241の 2

場所

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 4(1) 保安林予定森林の所在 岩内郡岩内町字敷島内135地先・196地先・371地先 (以上 3 筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度次のとおりとする。

- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び岩内町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 5(1) 保安林予定森林の所在 古平郡古平町大字沖町38地先・343地先 (以上 2 筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び古平町役場に備え置いて縦覧に供する。） 6(1) 保安林予定森林の所在 雨竜郡北竜町字西川115の1（次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。 字西川115の1（次の図に示す部分に限る。） （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北竜町役場に備え置いて縦覧に供する。） 7(1) 保安林予定森林の所在 虻田郡虻田町字大磯町21地先（国有林。次の図に示す部分場所に限る。） (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐に係る立木の伐採を禁止する。 （イ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。	イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。） 8(1) 保安林予定森林の所在 中川郡本別町美蘭別78の4地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、77の1・78の3・78の4・79の4・92の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）次の森林については、主伐は、択伐による。 美蘭別78の4地先（国有林）、78の3・78の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、79の4、92の1 （イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 （ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 9(1) 保安林予定森林の所在 中川郡本別町西仙美里202の3・202の4・203の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）場所 (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産
---	--

林務部治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1) 保安林予定森林の所在 十勝郡浦幌町字帯富2600の1 (次の図に示す部分に限る。)

場所

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図、及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

11(1) 保安林予定森林の所在 川上郡標茶町字塘路原野北9線121、123、125、字塘路原野北10線121の1、121の2、122の2、123の1、123の2、124の1、124の2、125、126の1、126の2、127、129、字塘路原野北11線122、124、126の1、126の2、127の1、127の2、128、129の1、129の2、130、131の1から131の3まで、133の1、133の2、135の1、135の2、137の1から137の3まで、139、141、143、145、147、149、150の1、150の2、字塘路原野北12線128、130、132の1から132の3まで、134、136、138、140、142、144、146、148、150の1、150の2、151の1、151の2、152の1、153の2、字塘路原野北13線143の2、143の3、144の2、字塘路54

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字塘路原野北11線127の2・129の2・133の1・135の1・137の1・137の3 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、122、124、126の1、126の2、127の1、128、129の1、130、131の1から131の3まで、133の2、135の2、150の2、字塘路原野北12線128・130・134・136・138 (以上5筆について次の図に示す部分

に限る。)、132の1から132の3まで、151の2、字塘路原野北9線121、字塘路原野北10線121の1、121の2、122の2、123の1、123の2、124の1、125、126の1、127、129

(4) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塘路原野北11線149 (次の図に示す部分に限る。)、150の1、字塘路原野北9線123、125、字塘路原野北10線124の2、126の2、字塘路原野北12線150の1、151の1、152の1、153の2、字塘路原野北13線143の2、143の3、144の2、字塘路54

(5) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図、及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第 993 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

1 解除予定保安林の所在 釧路市鶴丘17の8、17の9、18の18

場所

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第 994 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除に係る保安林の所 新冠郡新冠町字明和117の1 (次の図に示す部分に限る。) 在場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び新冠町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除に係る保安林の所 阿寒郡阿寒町字舌辛29の1（次の図に示す部分に限る。）
在場所
(2) 保安林として指定され 霧害の防備
た目的
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び阿寒町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 996 号
札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。
平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 作業種類 公共測量（3級基準点）
(2) 作業期間 平成13年4月18日から7月16日まで
(3) 作業地域 札幌市南区常盤

2(1) 作業種類 公共測量（3級基準点）
(2) 作業期間 平成13年5月25日から7月9日まで
(3) 作業地域 幌加内町

北海道告示第 997 号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
路 線 名 区 間 変更前後の別
敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所
栗山北広島線 北広島市中の沢164番5地先から 21.00mから 500.00m 北海道札幌土木現業所
北広島市中の沢148番6地先まで 52.00mまで

東 瓜 幕 芽 室 線 河東郡菅更町字上然別北12線21番7地先から
河東郡菅更町字上然別西6線102番33地先まで

後	24.00mから 45.00mまで	500.00m	—	北海道帯広土木現業所
前	8.20mから 40.50mまで	1,173.69m	—	
前	10.90mから 76.00mまで	1,556.69m	—	
後	10.90mから 76.00mまで	1,556.69m	—	

北海道告示第 998 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

- 道路の種類 道道
- 路 線 名 日東東雲線
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
上川郡上川町字菊水246番1地先から上川郡上川町字東雲1566番2地先（一般国道39号交点）まで	前	10.20mから 37.39mまで	3,735.40m	一般国道39号 における 14.00mの間
上川郡上川町字菊水246番1地先から上川郡上川町字東雲222番1地先まで	後	10.50mから 66.00mまで	4,487.20m	一般国道39号 における 3,415.50mの間

北海道告示第 999 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

- (1) 道路の種類 道道
- (2) 路 線 名 北見置戸線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
常呂郡訓子府町字穂波68番1地先から常呂郡訓子府町東町448番地先まで	前	10.90mから 11.20mまで	683.90m	—
常呂郡訓子府町字穂波68番1地先から常呂郡訓子府町東町200番地先まで	後	18.50mから 26.40mまで	679.00m	—

- (1) 道路の種類 道道
- (2) 路 線 名 北見常呂線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
常呂郡常呂町字福山307番1地先から常呂郡常呂町字豊川国有林網走中部森林管理署佐呂間事務所202林班口小班地先まで	前	10.00mから 33.50mまで	1,229.00m	—
常呂郡常呂町字福山307番1地先から常呂郡常呂町字豊川国有林網走中部森林管理署佐呂間事務所202林班口小班地先まで	後	10.00mから 33.50mまで	1,229.00m	—

常呂郡常呂町字福山307番1地先から常呂郡常呂町字豊川国有林網走中部森林管理署佐呂間事務所202林班に小班地先まで

後 24.00mから50.00mまで 1,220.00m

北海道告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月1日

1	道路の種類	道路	北海道知事	堀	達也
2	路 線 名	沓形仙法志鷺泊線			
3	道路の区域				

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

利尻郡利尻町仙法志字神磯77番1地先から利尻郡利尻町仙法志字政泊96番4地先まで	前	11.00mから36.50mまで	1,155.30m	—	
	後	11.00mから36.50mまで	1,155.30m	—	
	後	16.94mから36.07mまで	1,155.00m	—	

北海道告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月1日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事	堀	達也
道路 夕張岩見沢線	空知郡栗沢町美流渡西町343番1地先から空知郡栗沢町美流渡西町344番1地先まで			平成13.6.1
道路 夕張岩見沢線	空知郡栗沢町美流渡西町93番1地先から岩見沢市朝日町124番1地先まで			同

北海道告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月1日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事	堀	達也
道路 白老大滝線	有珠郡大滝村字三階滝174番1地先から有珠郡大滝村字三階滝117番地先（一般国道453号交点）まで			平成13.6.5

北海道告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月1日

1	道路の種類	道路	北海道知事	堀	達也
2	路 線 名	三笠栗山線			
3	道路の区域				
	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	
	前	16.50mから36.00mまで	941.00m	—	
	前	17.00mから39.00mまで	935.91m	—	
	後	17.00mから82.50mまで	936.00m	—	

北海道告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年6月1日

第1267号

1	道路の種類	道 道	北海道知事	堀 達 也
2	路 線 名	ホロカヤントー線		
3	道路の区域	間 変更に 後の別	敷地の幅員	延 長 国道等との 重複区間
	広尾郡大樹町字生花181番1地先から広尾郡大樹町字生花193番1地先まで	前 7.00mから 22.00mまで 13.00mから 54.00mまで 634.81m	前 931.00m	—
		後 13.00mから 54.00mまで 634.81m	後 634.81m	—

北海道告示第1005号

平成12年北海道告示第1316号（公有水面の埋立ての免許）の一部を次のように改正する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

「5,638.41㎡」を「5,838.41㎡」に改める。

北海道告示第1006号

平成13年北海道告示第388号（土地区画整理組合の事業計画の変更の認可）等の一部を次のように改正する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

1 平成13年北海道告示第388号の一部を次のように改正する。

7 変更認可年月日の事項中「平成12年2月28日」を「平成13年2月28日」に改める。

2 平成13年北海道告示第466号の一部を次のように改正する。

7 変更認可年月日の事項中「平成12年3月7日」を「平成13年3月7日」に改める。

北海道告示第1007号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

1	都市計画事業の種類及び名称	砂川都市計画公園事業（9・6・1石山公園）
2	施行者の名称	北海道
3	事務所の所在地及び名称	札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所
4	事業地の所在	
(1)	収用の部分	変更なし
(2)	使用の部分	変更なし

北海道告示第1008号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道旭川土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

1	都市計画事業の種類及び名称	名寄都市計画公園事業（9・6・1サンピラーパーク）
2	施行者の名称	北海道
3	事務所の所在地及び名称	旭川市永山6条19丁目303番地 北海道旭川土木現業所
4	事業地の所在	
(1)	収用の部分	変更なし
(2)	使用の部分	変更なし

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成13年度当初予算の状況並びに平成12年10月1日から平成13年3月31日までの期間における北海道の財政運営の状況及び公営企業の業務の状況を別冊のとおり公表する。

その別冊は、道の本庁及び支庁に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果

を次のとおり公表する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

平成13年3月分 肥料の種類等	肥料の名称	保証票添付者	検査の概要			備考
			分析	検査	保証票検査	その他の検査
なたね油かす及びその粉末	5.4 なたね油かす粉末	旭油脂(株)	1	0	○	○
指定配合肥料	スルニチ全有2号	(株)丸日	1	0	○	○
指定配合肥料	くみあい混合有機1号	北海道肥料(株)	1	0	○	○
指定配合肥料	くみあい混合有機2号	北海道肥料(株)	1	0	○	○

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

北海道知事 堀 達 也

北海道知事 堀 達 也				
平成13年3月分 特殊肥料の 指 定 名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者又 は表示者	届 出 名 (及び商品名)	検 査 の 結 果	備 考
た い 肥	北海道エコテックス (株)	有機質・畜糞・ 石灰入肥料	窒素全量 1.71% りん酸全量 1.78% 加里全量 1.52% 石灰全量 22.0% 炭素窒素比 16.7% 水分 19.6%	乾物 当り
た い 肥	北海スターテック(株)	発酵けいふん	窒素全量 5.1% りん酸全量 6.9% 加里全量 3.5% 水分 25.4%	乾物 当り
石灰処理肥 料	(有)ニューエイ	スイテイソイル 21	窒素全量 0.60% りん酸全量 0.63% 加里全量 0.92%	乾物 当り
20				
40				
地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の 指定を取り消した。				

1 氏名又は名称 手塚興産株式会社

2 代表者の氏名 手塚 義一

3 主たる事務所又は事業所の所在地 紋別市南が丘町7丁目41番地の2

4 指定の取消年月日 平成13年4月1日

次のとおり技術提案書の提出を要請する。

平成13年6月1日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

(1) 業 務 名 奥尻空港ターミナルビル新築工事基本設計及び実施設計

(2) 業 務 内 容 設計業務（建築及び設備に係る基本・実施設計、外構に係る
実施設計、測量調査及び地盤調査を含む。）

(3) 委託期間（予定） 契約締結の翌日から平成14年3月20日まで

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を
満たしている設計等共同体であること。

(1) 単体企業

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であ
ること。

イ 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第143条の規定に基づき知事が作成

第1267号

報 公 開 規 則

した「平成13年度及び平成14年度競争入札参加資格者名簿（建築設計）」に登録されていること。 ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。 エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の北海道知事登録を受けており、登録を受けてからの営業年数が4年以上あること。 オ 同種かつおおむね同規模と認められる設計業務（昭和56年6月1日以降に建築基準法に基づく確認を受けたものに限る。）の実績を有する者であること。 なお、設計等共同体としての実績は、当該共同体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。 (2) 設計等共同体 ア 「奥尻空港ターミナルビル新築工事基本設計及び実施設計」委託業務に係る設計等共同体としての競争参加者の資格（以下「設計等共同体としての資格」という。）の決定を受けている者であること。 イ 設計等共同体の構成員は、(1)のア、イ及びウの要件をすべて満たし、かつ建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けており、登録を受けてからの営業年数が4年以上あること。また、設計等共同体の代表者は、(1)のオの要件を満たしていること。 ウ 設計等共同体の構成員のうち1者は、(1)のエの要件を満たす者とし、当該構成員は、管理技術者又は記載を求める主任技術者（建築分野）の少なくとも一方を配置するものとする。 3 技術提案書を特定するための評価基準 (1) 建築設計事務所の実務経歴等、技術職員の経験等 同種業務に係る実績、配置予定の技術者の資格 (2) 業務の実施方針及び手法、技術提案及びヒアリングの内容 説明書の理解度、実施方針の妥当性、提案内容の的確性・独創性・実現性、取組意欲 4 設計等共同体としての資格審査申請 設計等共同体としての資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおりとする。 (1) 受付期間 平成13年6月1日（金）から14日（木）まで 午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。） (2) 受付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築整備室計画管理課 5 手続等 (1) 担当部局	郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築整備室計画管理課計画係 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 863 ファクシミリ 011 - 232 - 1092 (2) 説明書の交付期間等 ア 交付期間 平成13年6月1日（金）から14日（木）まで 午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。） イ 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建築整備室計画管理課 ウ 交付方法 5の(2)イの場所において直接交付又は郵送により交付する。ただし、郵送による交付を希望する者は、必要な額の返信用切手をはり付けた「説明書送付用封筒（A4版50枚程度が入る封筒に送付先を記入したもの。）」と担当者連絡先を明記した「説明書の郵送交付依頼文書（A4版書式自由）」を、5の(2)イの場所あて郵便（書留郵便に限る。）により、平成13年6月8日（金）必着で依頼すること。 (3) 参加表明書の提出期限等 ア 提出期限 平成13年6月14日（木）午後5時30分（ただし、5の(3)ウに示す郵送の場合にあっては、当日消印を有効と認める。） イ 提出場所 5の(1)に同じ。 ウ 提出方法 持参すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による提出方法を認める。 (4) 技術提案書の提出期限等 ア 提出期限 平成13年7月26日（木）午後5時30分（ただし、5の(4)ウに示す郵送の場合にあっては、当日消印を有効と認める。） イ 提出場所 5の(1)に同じ。 ウ 提出方法 持参すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による提出方法を認める。 6 その他 (1) 契約書作成の要否 要 (2) 関連情報入手するための照会窓口 5の(1)に同じ。 (3) 技術提案書に関するヒアリングを行う。 (4) 詳細は、説明書による。
---	---

支 庁 報 告

北海道上川支庁告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年6月1日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

- 1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上川郡東神楽町字東神楽86番 1 ほか45筆（第3工区）
- 2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

旭川市神居 3 条19丁目72番地 6
株式会社タカノ 代表取締役 荒 光男
旭川市 9 条通11丁目右 1 号 日建ビル
日建通商株式会社 代表取締役 今富 昌市
旭川市 永山 2 条19丁目 4 番 1 号
株式会社杏栄中村建設 代表取締役 中村 彰利
- 3

開発許可年月日及び番号

平成12年7月25日 上建設第12 - 10号

北海道十勝支庁告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年6月1日

北海道十勝支庁長 尾 川 篤 治

- 1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

河東郡音更町字下音更北 9 線西18番 1、18番 2
- 2

開発許可を受けた者の住所及び氏名

帯広市大通南 8 丁目15番地
(株)柳月 代表取締役 田村 昇
- 3

開発許可年月日及び番号

平成12年7月31日 十建指第12 - 8 号

公 報

冷暖房機器運転管理等業務の事業概要調査を次のとおり実施する。

平成13年6月1日

北海道上川支庁長 馬 籠 久 夫

1 調 査 の 目 的

平成13年度において道が発注する北海道上川合同庁舎（旭川市永山 6 条19丁目）冷暖房機器運転管理等業務委託契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。

2 調 査 の 対 象

北海道上川合同庁舎冷暖房機器運転管理等業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する者（以下「指名競争入札参加希望者」という。）であって、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成13年6月1日現在において引き続き2年以上この調査に関する事業を営んでいること。

- (5) 調査書を提出する日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、入札に参加しようとする契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 道税を滞納していないこと。

- (7) 平成13年6月1日現在において、本店又は営業所等の事業所（以下「事業所等」という。）を旭川市内に有していること。
- (8) (7)に掲げる旭川市内の事業所等にボイラー技士を常時雇用し、かつ、そのうち1名以上は、乙種4類以上の危険物取扱者であること。

- (9) (7)に掲げる旭川市内の事業所等にボイラー技士を常時雇用し、かつ、そのうち1名以上は、乙種4類以上の危険物取扱者であること。

3 調査対象者の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)及び(5)に掲げる要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 調 査 の 方 法

指名競争入札参加希望者は、5に定める提出書類を北海道上川支庁長に提出するものとする。

5 提 出 書 類

- (1) 冷暖房機器運転管理等業者事業概要調査書（別記第1号様式）

- (2) 事業実績書 (別記第2号様式)
- (3) 技術者名簿 (別記第3号様式)
- (以上3点の書類の用紙は、北海道上川支庁総務部会計課管財係で配布する。)
- (4) 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書
- (5) 定款の写し
- (6) 納税証明書
- (7) 3に規定する調査対象者の特例を適用するときは、当該要件を証明する書類
- 6 提出書類の提出期限
- 平成13年6月15日 (金)
- (郵送の場合は、平成13年6月15日 (金) までの消印のあるものに限り受け付ける。)
- 7 提出書類の提出先
- (1) 提出先の名称 北海道上川支庁総務部会計課管財係
- (2) 提出先の所在地 郵便番号 079 - 8610 旭川市永山6条19丁目
- 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2225
- 8 その他
- この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

別記第1号様式

冷暖房機器運転管理等業者事業概要調査書

北海道上川支庁長 様 年 月 日

住所 (主たる事業所の所在地)
氏名 (名称及び代表者氏名) 印

電話番号
担当となる事業所等

住所
氏名
電話番号
(担当者氏名)

冷暖房機器運転管理等業者としての事業概要について、関係書類を添えて提出します。
なお、記載事項及び添付書類のすべては、事実と相違ないことを誓約します。

事	業	概	要
---	---	---	---

1	設 立 年 月 日	年 月 日 (営業年数 年)
2	資 本 金	千円
3	従 業 員 数	人
4	有 資 格 者	ボイラー技士 危険物取扱者 (乙種4種以上)
5	平成12年(度)の事業実績 自 年 月 日 至 年 月 日 (冷暖房機器運転管理等 関係に限る。)	北海道 他官庁 その他 計
	平成11年(度)の事業実績 自 年 月 日 至 年 月 日 (冷暖房機器運転管理等 関係に限る。)	北海道 他官庁 その他 計

添付書類

- 1 事業実績書 (別記第2号様式) 1通
- 2 技術者名簿 (別記第3号様式) 1通
- 3 事業実績書に記載のある契約に係る契約書の写し (各年度ごとに主な契約に係るもの1件分) 1通
- 4 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書 (提出時から3か月以内のもの) 1通
- 5 定 款 の 写 し 1通
- 6 納 税 証 明 書 (道税に係るもの) 1通

別記第2号様式

事業実績書 (年 月 日 ~ 年 月 日)

契 約 先	業 務 内 容	契 約 期 間	金 額 (千円)
北 海			

道		小計		
他				
官				
庁	小計			
そ				
の				
他	小計			
合	計			

(注) 営業年度ごとに作成のこと。(過去2年分)

別記第3号様式

技術者名簿

氏名	年齢	最終学	歴学	免許・資格等	経年	験数	所屬
		学校名	学科名	称取得年			

(注) 免状等の写しを添付すること。

道小樽土木現業所告示

北海道小樽土木現業所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年6月1日

北海道小樽土木現業所長 井元俊雄

1(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする物品等の名称及び数量
凍結防止剤散布車（湿式2.5m³級、4輪駆動） 1台
- イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- ウ 納入期日 平成13年11月16日
- エ 納入場所 北海道小樽土木現業所共和出張所

第1267号

報 告 公 開 規 則

北 道

(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(7)から(9)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (7) 申 請 の 時 期 平成13年6月1日から7月6日まで (4) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 (7) 申請書類の提出先 郵便番号 047 - 8639 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所 3階会議室（郵送による場合は、郵便番号 047 - 8639 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課） イ 入 札 日 時 平成13年7月16日 午後1時30分 （郵送による場合は、必着） ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭	和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 (7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0134 - 25 - 2195 内線 225 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (8) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (9) 契約書作成の要否 (10) そ の 他 ア 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 047 - 8639 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0134 - 25 - 2195 内線 225 エ 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (11) Summary
---	--

A . Nature and quantity of the products to be purchased : Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 2.5 cubic meters, 4 wheels drive) Quantity 1 B . Date and time for tender : 13 : 30, July 16, 2001 C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Otaru District Public Works Management Office, 21-1, Okusawa- chome, Otaru, Hokkaido, 047-8639 Japan. Phone : 0134-25-2195 Extension 225	に参加しようとする者は、^(ア)から^(ウ)までに定めるところにより、⁽²⁾のウ及びエに掲げ る資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ^(ア) 申 請 の 時 期 平成13年6月1日から7月6日まで ^(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出し なければならない。 ^(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 047 - 8639 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課
2(1) 入札に付する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 ① ロータリ除雪車 (1.3m・700ℓ/h級) 2台 交換契約によりロータリ除雪車2台 (80PS級) を契約の相手方に供し、ロータ リ除雪車2台 (1.3m・700ℓ/h級) を当該契約の相手方から調達する。 ② 除雪トラック (10t級、6×6、S・G・2W付) 4台 交換契約により除雪トラック1台 (10t級)、除雪クレーザ1台 (4.0m級)、ロ ータリ除雪車1台 (350PS級) 及び除雪ドーザ1台 (13t級) を契約の相手方に供し、 除雪トラック4台 (10t級、6×6、S・G・2W付) を当該契約の相手方から調達する。 ①②については、それぞれの入札とする。 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 ウ 納 入 期 日 平成13年11月16日 エ 納 入 場 所	イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 ⁽⁴⁾ 契約条項を示す場所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 ⁽⁵⁾ 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所 3階会議室 (郵送による場合は、郵便番号 047 - 8639 北 海道小樽土木現業所企画総務部総務課) イ 入 札 日 時 平成13年7月16日 午後1時30分 (郵送による場合は、必着) ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 ⁽⁶⁾ 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税等相当額を含 む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び財務規則第147条から 第150条までの定めるところによる。 ⁽⁷⁾ 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0134 - 25 - 2195 内線 225 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 ⁽⁸⁾ 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を もって入札 (有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 ⁽⁹⁾ 契約書作成の要 要

(10) その他 ア 開札の時に於いて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (7) 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 047 - 8639 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0134 - 25 - 2195 内線 225 エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (11) Summary A . Nature and quantity of the products to be purchased : (a) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.3 meters, Maximum snow removing capacity : 700 tons per an hour class) Quantity 2 (b) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive, Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 4 B . Date and time for tender : 13 : 30, July 16, 2001 C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Otaru District Public Works Management Office, 21-1, Okusawa1-chome, Otaru, Hokkaido, 047-8639 Japan. Phone : 0134-25-2195 Extension 225 側函館土木現業所告示 北海道函館土木現業所告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成13年6月1日 北海道函館土木現業所長 山 本 孝 之 1(1) 入札に付する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 凍結防止剤散布車（湿式2.5m³級、4輪駆動） 1台 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 ウ 納 入 期 日 平成13年11月30日 エ 納 入 場 所 北海道函館土木現業所八雲出張所 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(7)から(9)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (7) 申 請 の 時 期 平成13年6月1日から7月6日まで (4) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。 (7) 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎入札室（郵送による場合は、郵便番号 041 - 0806 北海道函	

イ 入 札 日 時 館土木現業所企画総務部総務課 平成13年7月18日 午後 1時30分 (郵送による場合は、必着) ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。 (7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4114 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (8) 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 (9) 契 約 書 作 成 の 要 否 (10) そ の 他 ア 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(7) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4114 エ 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (11) Summary A . Nature and quantity of the products to be purchased : Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 2.5 cubic meters, 4 wheels drive) Quantity 1 B . Date and time for tender : 13 : 30, July 18, 2001 C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate District Public Works Management Office, 16-gou, 6-ban, 4-chome, Miharachou, Hakodate, Hokkaido. 041-0806 Japan. Phone : 0138-47-9000 Extension 4114 2 (1) 入 札 に 付 す る 事 項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 ① ロータリ除雪車 (2.2m・2,300ℓ/h級) 1台 交換契約によりロータリ除雪車1台 (200PS級) を契約の相手方から供し、ロータリ除雪車1台 (2.2m・2,300ℓ/h級) を当該契約の相手方から調達する。 ② ロータリ除雪車 (1.3m・700ℓ/h級) 1台 交換契約によりロータリ除雪車1台 (80PS級) を契約の相手方から供し、ロータリ除雪車1台 (1.3m・700ℓ/h級) を当該契約の相手方から調達する。 ③ 除雪トラック (10t級、6×6、S・G・2W付) 1台 交換契約により除雪トラッカー1台 (9t級) を契約の相手方から供し、除雪トラック1台 (10t級、6×6、S・G・2W付) を当該契約の相手方から調達する。 ④ 除雪グレーダ (3.7m級、シャッターブレード付) 1台 交換契約により除雪グレーダ1台 (3.7m級) を契約の相手方から供し、除雪グレーダ1台 (3.7m級) を当該契約の相手方から調達する。 ①から④については、それぞれの入札とする。 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。	

第1267号

報 告 公 開 報 北

ウ 納 入 期 日 ①③④ 平成13年11月30日 ② 平成13年10月31日 エ 納 入 場 所 ① 北海道函館土木現業所奥尻出張所 1台 ② 北海道函館土木現業所事業第一課 1台 ③ 北海道函館土木現業所八雲出張所 1台 ④ 北海道函館土木現業所江差出張所 1台 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (ア) 申 請 の 時 期 平成13年6月1日から7月6日まで (イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 (ウ) 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島合同庁舎入札室（郵送による場合は、郵便番号 041 - 0806 北海道函館土木現業所企画総務部総務課） イ 入 札 日 時 平成13年7月18日 午後1時30分（郵送による場合は、必着）	
ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。 (7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4114 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。 (8) 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (9) 契 約 書 作 成 の 要 否 (10) そ の 他 ア 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (ア) 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。 (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (ア) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 (イ) 所 在 地 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4114 エ 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。	

北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 4115 イ 交 付 方 法 ア の場所で交付する。 (8) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 (9) 契約書作成の要否 (10) その他 ア 開札の時に於いて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係 (4) 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 4115 エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。 カ この入札の執行は、公開する。 キ 詳細は、入札説明書による。 (11) Summary A . Nature and quantity of the products to be purchased : Truck Mounted Spreader (Wet speeding type, Hopper capacity : 4.0 cubic meters, 4 -wheels drive) Quantity 1 B . Date and time for tender : 13 : 30, July 13, 2001	C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Obihiro District Public Works Management Office, 1-banri, Minami 3-chome, Higasi 3-jo Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan. Phone : 0155-24-3111 Extension 4115 2 (1) 入札に付する事項 ア 調達をする物品等の名称及び数量 ① ロータリ除雪車 (2.2m・2,300t/h級) 1台 交換契約によりロータリ除雪車1台 (200PS級) 1台を契約の相手方から供し、ロータリ除雪車1台 (2.2m・2,300t/h級) 1台を当該契約の相手方から調達する。 ② ロータリ除雪車 (1.5m・100PS (70kw) 級) 2台 交換契約によりロータリ除雪車2台 (80PS級) を契約の相手方から供し、ロータリ除雪車2台 (1.5m・100PS級) を当該契約の相手方から調達する。 ③ ロータリ除雪車 (1.3m・700t/h級) 1台 交換契約によりロータリ除雪車 (80PS級) 1台を契約の相手方から供し、ロータリ除雪車 (1.3m・700t/h級) 1台を当該契約の相手方から調達する。 ④ 除雪トラツク (10t級、6×6、S・G・2W付) 2台 交換契約により除雪グレーダ2台 (4.0m級1台、3.7m級1台) を契約の相手方から供し、除雪トラツク (10t級、6×6、S・G・2W付) 2台を当該契約の相手方から調達する。 ①から④については、それぞれの入札とする。 イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 ウ 納 入 期 日 平成13年11月30日 エ 納 入 場 所 北海道帯広土木現業所が指定する場所 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査 ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(7)から(7)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに
--	---

掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
(ア) 申請の時期	平成13年6月1日から27日まで
(イ) 申請の方法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
(ウ) 申請書類の提出先	郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係
イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
(4) 契約条項を示す場所	北海道帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係
(5) 入札執行の場所及び日時	入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所会議室（郵送による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係） 入札日時 平成13年7月13日 午後1時30分 （郵送による場合は、必着） 開札場所 アに同じ。 開札日時 イに同じ。
(6) 入札保証金	
ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	
イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。	
(7) 入札説明書の交付に関する事項	
ア 交付場所	北海道帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 4115
イ 交付方法	アの場所で作成する。
(8) 落札者の決定方法	
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	
(9) 契約書作成の要否	
(10) その他	
ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条	

各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い	
(ア) 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。	
(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(ア) 名称	北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係
(イ) 所在地	郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係 電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 4115
エ 契約の手續において使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨
オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。	
カ この入札の執行は、公開する。	
キ 詳細は、入札説明書による。	
(11) Summary	
A. Nature and quantity of the products to be purchased :	
(a) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.2 meters, Maximum snow removing capacity : 2,300 tons per an hour class) Quantity 1	
(b) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.5 meters, Rated power of engine: 70 kw class) Quantity 2	
(c) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.3 meters, Maximum snow removing capacity: 700 tons per an hour class) Quantity 1	
(d) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive, Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 2	
B. Date and time for tender : 13 : 30, July 13, 2001	
C. Contact point of notice : Property Supervision Section, General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Obihiro District Public Works Management Office, 1-banti, Minami 3-chome, Higashi 3-jo, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan.	
Phone : 0155-24-3111 Extension 4115	
道公安委員会規則	

苦情の申出の処理及び通知に関する規則をここに公布する。

平成13年 6 月 1 日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

北海道公安委員会規則第10号

苦情の申出の処理及び通知に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による苦情の申出その他の北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）又は方面公安委員会に対する北海道警察の職員（以下「職員」という。）の職務執行についての苦情の申出の処理及び通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出に係る報告)

第2条 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、法第78条の2第1項の規定による苦情の申出があったときは、速やかに、その内容を道公安委員会に報告するものとする。ただし、定型的に処理が可能な苦情の申出又は直ちに処理が必要な苦情の申出については、調査及び措置の状況と併せて報告することができる。

(措置状況の報告)

第3条 警察本部長は、前条の規定により報告した苦情の申出について、処理の結果の通知に必要な調査及び措置の状況を道公安委員会に報告するものとする。

(通知の方法等)

第4条 法第78条の2第2項の規定による通知は、郵送又は手渡しにより行うものとする。

2 道公安委員会は、法第78条の2第1項の規定による苦情の申出が同条第2項第1号に掲げるものと認めた場合は、申出者に対し、処理の結果を通知しない旨を口頭その他の方法により連絡するものとする。

(意見の聴取)

第5条 道公安委員会は、法第78条の2第1項の規定による苦情の申出の内容が北海道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面に係るものであるときは、当該方面公安委員会の意見を聴くことができる。

(法第78条の2第1項の規定によらない苦情の申出)

第6条 道公安委員会は、職員の職務執行について、道公安委員会に対し法第78条の2第1項の規定によらない苦情の申出があったときは、同条第2項の規定に基づく処理及び通知の例により、誠実に対応するものとする。ただし、申出者に対する通知の方法は、文書によらないものとしてすることができる。

(方面公安委員会に対する苦情の申出)

第7条 方面公安委員会は、当該方面の職員の職務執行について、当該方面公安委員会に対し苦情の申出があったときは、法第78条の2第2項の規定に基づく処理及び通知の例によ

り、誠実に対応するものとする。ただし、申出者に対する通知の方法は、文書によらないものとしてすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則の施行期日

北海道公安委員会告示第40号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の6第2項に規定する機械警備業務管理者に係る平成13年度の講習を次のとおり実施する。

平成13年 6 月 1 日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

1 実 施 期 日、場 所 等

(1) 実施期日、場所、定員等

ア 講 習 の 種 別

イ 講 習 の 実 施 期 間

ウ 実 施 の 場 所

エ 定 員

オ 受 講 申 込 み 受 付 期 間

カ 講 習 時 間

キ 講 習 修 了 考 査 の 実 施

ク 受 講 申 込 み 要 領

コ 受 講 希 望 者 は、住所 地 又 は 勤 務 先 等 の 所 在 地 を 管 轄 す る 警 察 署 に、講 習 受 講 申 込 書 2 通 を 提 出 す る こ と。

(2) 受 講 申 込 み 人 員 が 受 講 定 員 (60 人) を 超 え た 場 合 は、抽 選 に よ り 受 講 者 を 決 定 す る。

4 受 講 受 付 の 日 時 及 び 場 所

5 受 講 手 数 料 等

6 携 行 品

受 講 申 込 み 人 員 が 受 講 定 員 (60 人) を 超 え た 場 合 は、抽 選 に よ り 受 講 者 を 決 定 す る。

受 講 受 付 は、当 該 講 習 初 日 の 午 前 8 時 30 分 か ら 午 前 9 時

ま での 間、講 習 の 実 施 場 所 で 行 う。

受 講 申 請 を す る と き (受 講 受 付 の 際) に、3 万 8,000 円

相 当 額 の 北 海 道 収 入 証 紙 で 納 付 す る こ と。

筆 記 用 具、印 章 (朱 肉 を 使 用 す る も の に 限 る。)、講 習

案 内 書 を 携 行 す る こ と。

7 講 習 業 務 の 委 託

本講習は、社団法人北海道警備業協会（札幌市北区北7
条西2丁目8番地）に委託して実施する。

平成十三年六月一日

金曜日

三四

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印 編 発

刷 集 行

富 北
士 海
ブ 道
リ 総
ン 務
ト 部
株 法
式 制
会 文
社 書
道 課